令和元年８月１日

学校法人熊本城北学園

理事長　森 正臣　殿

九州看護福祉大学教職員組合

執行委員長　檜枝 洋記

九州地区私立大学教職員組合連合

執行委員長　檜枝 洋記

申入書

本年７月９日、九州看護福祉大学豊田保教授に対して停職６月の処分が下されました。しかし、豊田教授は反社会的行為をしたわけでも、大学に損害を与えたわけでもなく、懲戒理由に対して著しく不均衡な処分内容になっております。また、肥後副学長（大学院研究科長）は豊田教授の懲戒に関わる当事者であるにもかかわらず懲戒委員として審査に加わっており、そのような懲戒委員会において中立・公正な審査を望めないことは明らかです。今回の処分は合理性・正当性を著しく欠いており、懲戒権の濫用に当たる疑いが濃厚です。さらに、今回の処分により、豊田教授担当授業の履修生が単位を取れないなど社会福祉学科の教育に重大な支障をきたし、学生に大きな不利益が生じております。

つきましては、豊田教授の懲戒処分について下記の通り申し入れます。令和元年８月８日（木）までにご回答願います。

記

１　懲戒処分を撤回すること。

２　懲戒理由に対して停職６月が妥当であると判断した根拠を文書で説明すること。

３　肥後副学長を懲戒委員に加えた理由とその妥当性を文書で説明すること。

４　懲戒の経緯及び懲戒が社会福祉学科学生の授業履修、単位取得、卒業判定に与える影響とその対処について、同学科学生とその保護者に対して説明会を開催すること。

　　なお、説明会には教職員組合員も同席します。